

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	G					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正（賦形物質等に係る規定の改正（リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウムを除く））
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	—
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成24年4月3日付け23消安第6620号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第5号
評価目的	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令について、「各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準」において飼料添加物ごとに定められている賦形物質等を「飼料添加物一般の製造の方法の基準」に規定する改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	今回意見を求められた飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2中、「8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準」において飼料添加物ごとに定められている賦形物質等を、「3 飼料添加物一般の製造の方法の基準」に規程する改正のうち、リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム以外の賦形物質等に係るものは、通常飼料として家畜に給餌されているが、これまで人の健康に及ぼす悪影響が確認されていない物質について化学的操作なく物理的に混合することを認めるものであり、飼料として使用されている実態において人の健康に及ぼす影響が変わるものではないことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。（平成24年4月5日府食第342号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年2月4日～3月5日 パブリックコメントの実施 平成24年5月28日 厚生労働大臣に意見聴取 平成24年7月3日 厚生労働大臣より回答
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する件について、公布の準備中（公布と同日から適用予定） <b>（施策の概要）</b> 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2について、以下の改正を行う。 「8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準」において飼料添加物ごとに定められている賦形物質等を、「3 飼料添加物一般の製造の方法の基準」に規定すること。【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	G					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正（賦形物質等に係る規定の改正（リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム））
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	—
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成24年4月3日付け23消安第6620号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第5号
評価目的	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令について、「各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準」において飼料添加物ごとに定められている賦形物質等を「飼料添加物一般の製造の方法の基準」に規定する改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウムについては、飼料添加物の賦形物質として適切に使用される限りにおいては、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成24年4月12日府食第364号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年2月4日～3月5日 パブリックコメントの実施 平成24年5月28日 厚生労働大臣に意見聴取 平成24年7月3日 厚生労働大臣より回答
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する件について、公布の準備中（公布と同日から適用予定） <b>（施策の概要）</b> 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2について、以下の改正を行う。 「8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準」において飼料添加物ごとに定められている賦形物質等を、「3 飼料添加物一般の製造の方法の基準」に規定すること。 <b>【リスク評価結果との関係】</b>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌（ノシヘプタイド）
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	—
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成15年12月8日付け15消安第3979号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項
評価目的	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌について
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	ノシヘプタイドを家畜等に使用することによって選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。 なお、薬剤耐性菌に関する詳細な情報について、現時点では十分とは言えないので、リスク管理機関である農林水産省において引き続き情報の収集に努めるべきと考える。 (平成24年9月24日府食第843号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 本答申を受け、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定に基づく飼料添加物として、従来のリスク管理措置を継続している。  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	タイロシン
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成18年9月4日付け厚生労働省発食安第0904002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	タイロシンの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年9月10日府食第801号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成25年3月31日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要）  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準有り）

(継続)

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C	C			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アピラマイシン
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年9月12日付け厚生労働省発食安第0912006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	アピラマイシンの一日摂取許容量（ADI）を1.5mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成23年6月9日府食第468号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年12月21日、平成24年2月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年3月9日～3月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年6月12日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年3月31日現在、パブリックコメントの意見に基づき、残留基準設定に必要な資料を収集。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	基準値の設定されていない食品についてコーデックス基準を採用する必要があり、食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価を依頼する必要があるため。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準有り）

(継続 23上)

(継続)

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	F	F	C	A		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セデカマイシン
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年3月19日付け厚生労働省発食安0319第9号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	セデカマイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.0045mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成23年3月10日府食第223号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成23年6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年9月5日～平成24年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議。 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成25年2月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年3月12日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、食品中の動物用医薬品の残留基準を設定しないこととする。 <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし。
施策の実効性確保措置	平成25年3月12日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	○（暫定基準有り）

(継続 2 2 下)

(継続)

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末
平成21年度下期		E	E	E	E	E

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オラキンドックス
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	オラキンドックスは、現時点で評価した知見からみる限り、遺伝毒性を有しているものと考えられるほか、発がん性及び催奇形性を有する可能性も否定できないことから、ADIを設定することは適当でない。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成21年10月1日府食第926号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成22年1月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年3月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成25年3月31日現在、告示試験法を開発中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	審議結果により不検出とする基準とされたため、告示にあたって試験法が必要とされたが、その試験法の開発に時間を要しているため。
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	○（暫定基準有り）

(継続 21下)